



令和8年度の検討事項及びスケジュール（案）

令和8年5月29日
環境省 環境経済課



令和8年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

- 令和8年度は、令和9年度からの総合評価落札方式の本格導入に向け、**総合評価落札方式と従来の裾切り方式を併用する移行期**として位置づけられる。本格導入に先立ち、準備が整った国や独立行政法人等における先行的な導入を推奨する一方、多くの機関においては現行の裾切り方式を継続して実施することになるものと想定される。
- 令和8年度は、この二つの方式により、環境配慮契約を推進しつつ、新たな**総合評価落札方式の普及・周知、理解促進と運用ノウハウの蓄積**を図るものである。

このため、令和8年度の電力専門委員会において、以下の検討を実施する。

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

- ① 総合評価落札方式の導入及び運用に関する検討
- ② 総合評価落札方式の導入に向けた普及・周知について

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

- 効果的な環境配慮契約の運用に向けた検討

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

令和7年度において**総合評価落札方式の導入**に向けて、評価項目、評価基準、配点等に係る検討を実施。令和8年3月の閣議決定を受けた**令和8年度の先行導入**、**令和9年度の本格導入**に向けて、検討すべき事項は以下のとおり。

- 総合評価落札方式の運用ルールの明確化
 - 調達担当者（調達側）、小売電気事業者（応札側）に対する総合評価落札方式の運用ルール（評価方法、入札手続、契約関連書類など）の明示が必要
- 本格導入に向けての普及・周知
 - 国及び独立行政法人等、地方公共団体、小売電気事業者等の各主体向けの対応
 - 先行導入機関における契約内容等に係る情報収集及び提供に係る検討



総合評価落札方式の導入に当たり**調達側・応札側双方に有効なひな型**等の作成

- ✓ 解説資料の改訂及び必要に応じた更新、標準的な契約書類、ツール類の提供等
 - 入札手続フロー、評価項目・評価基準・配点等の技術仕様、提出書類（適合証明、証憑）、価格・料金体系、評価項目の定義・対象等（FAQ）、総合評価点計算ツール（Excel）など

令和9年度の**本格導入に向けた説明、普及・周知**（1年間の移行期間）

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等、一般事業者等、小売電気事業者（応札者）向けの説明会の開催（6月頃及び2～3月の2回）及び説明会資料の配布など
 - 先行導入を目指す機関向けに6月に総合評価落札方式を中心に電気の供給を受ける契約の説明会（Web配信）、2～3月は例年の環境配慮契約法基本方針説明会（対面・Web配信）

1. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

(つづき)

令和9年度の**本格導入に向けた説明、普及・周知**（1年間の移行期間）

- ✓ 説明会動画コンテンツの提供（Web配信を行った動画）
- ✓ 電気事業者（応札者）への働きかけによる入札参加者の確保（電気事業低炭素社会協議会、再エネ関連団体との連携）
 - 総合評価落札方式の評価ロジック、証憑の準備、市場連動形料金・燃料調整費の扱いなど
 - 沖縄電力供給区域や離島地域の例外措置など
- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における先行事例の提供及び横展開
- ✓ 上記の情報を集約・整理したワンストップサービスとしての環境省ホームページの活用
 - 調達者、応札者双方にとって有効な入札に必要な各種情報・資料、算定ツール、ひな型等をワンストップサービスとして環境省のホームページにおいて提供

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るため、環境配慮契約の未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的公表により自主的・積極的取組を促すこと
 - 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、未実施機関・施設を継続的に公表
 - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認が必要
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等が重要
 - 所管する府省庁に対する情報提供等が重要
 - 予定使用電力量の多い未実施機関に対する働きかけ、フォローアップが重要



環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、未実施理由の内容の把握、未実施機関のフォローアップ及び優良事例・先行事例等の把握及び普及等を実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表（レピュテーション効果を期待）
- ✓ 令和7年度において特に予定使用電力量の大きい未実施機関に対して実施を促す働きかけ。令和8年度も引き続き働きかけるとともに、当該機関に対するフォローアップを実施
- ✓ 分析結果を踏まえ、関係府省庁に対する効果的かつ強力な情報提供（所管独法等を含む）及び状況に関する聴取方法を検討（必要に応じ法第9条に基づく要請も検討）
- ✓ 政府実行計画のフォローアップ等との連携による取組の強化等
 - 環境配慮契約の実施状況の中央環境審議会CN実行計画FU専門委員会への提示等も視野

令和8年度環境配慮契約基本方針等検討スケジュール（案）

- 提案募集 5月11日～6月11日
- 電力専門委員会（第1回） 5月29日
- 基本方針説明会^{注2}（電気の供給を受ける契約） 6月18日
- 廃棄物専門委員会（第1回） 6月下旬
- 環境配慮契約法基本方針検討会（第1回） 7月中下旬
- 廃棄物専門委員会（第2回） 9月中旬
- 電力専門委員会（第2回） 10月頃
- 建築物懇談会（1回程度開催） 11月中旬
- 各省事前協議^{注1} 10月下旬～
- パブリックコメント^{注1} 11月上旬～12月上旬
- ◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第2回） 12月中下旬
- 基本方針閣議決定^{注1} 1月下旬
- 基本方針説明会^{注2} 2月中旬～3月中旬

○ 注1：基本方針を改定する場合

注2：6月は電気の供給を受ける契約をWeb配信、2～3月は例年どおり